精神障害者に対する保健福祉施策等一覧　①

令和5年5月1日現在

	団体名	①入院医療費の助成	②通院医療費の助成	③作業所等への通所旅費の助成	④障害者福祉年金・福祉手当の支給	⑤公営住宅入居の優先措置又は家賃の優遇	⑥公営駐車場又は駐輪場等使用料金の減免	⑦バス、タクシー運賃等の助成（③以外）	⑧公営体育施設・文化施設等使用料金の減免	⑨その他
1	共通		自立支援医療費（精神通院医療） 原則1割負担 所得により自己負担上限額あり 【自立支援医療受給者証所持者】			家賃の算定における控除額 1級　　40万円／年 2級、3級　27万円／年 【手帳所持者】		バス運賃の割引 本表の市町村単独助成事業以外に、降車時に手帳を呈示することにより割引が適用される場合があります。 （一例） ・和歌山バス及び和歌山バス那賀の運賃割引 【手帳所持者】 本人：半額 介護人（1級の場合のみ）半額 ＊詳しくは、各バス事業者にお問い合わせください。		・税制の優遇措置 詳しくは各窓口にお問い合わせください 所得税ー税務署 住民税ー市町村役場 相続税ー税務署 贈与税ー税務署 自動車税・自動車取得税ー県税事務所 軽自動車税ー市町村役場 ＊所定期日までに手続きが必要、通院等のために生計同一者が運転する自動車に係る自動車税等の減免【手帳1級】 ・生活保護法の障害者加算 ＊詳細については、生活保護を実施する福祉事務所へお問い合わせください。 ・生活福祉資金の貸付 ＊詳細については、お近くの社会福祉協議会までお問い合わせください 【手帳所持者】 ・NHK放送受信料の免除 詳しくは、NHKふれあいセンターTEL0570－077-077、FAX045－522－3044へお問い合わせください 受付時間：午前9時～午後8時 ・NTTふれあい案内サービス あらかじめNTTへ申込みをしておくことにより、104番の電話番号案内サービスが無料 詳しくはTEL0120－104174、FAX0120－104134にお問い合わせください 【手帳所持者】 携帯電話基本使用料等の割引 各携帯電話会社にお問い合わせください。
2	和歌山県 ※この他市町村が独自に実施する制度あり	重度心身障害児（者）医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成 【手帳1級(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 【所得制限あり】	重度心身障害児（者）医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成 【手帳1級(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 【所得制限あり】			県営住宅入居抽選回数 2回 入居所得基準を優遇措置（収入月額158,000円以下のところを214,000円以下） 【手帳1級・2級】	・自動車税の減税の対象となっている自動車については、県営住宅駐車場使用料が減免 ・県立医科大学附属病院に受診する場合は駐車場使用料が無料 【手帳所持者】		県有施設について 使用料・入場料(を減免 ＊施設により条件有 ・近代美術館／博物館：入場料及び駐車場使用料の全額 ・紀伊風土記の丘資料館／自然博物館：入場料の全額 ・海浜公園：駐車場使用料の半額 ・図書館文化情報センター／わかやま館：使用料の半額 ・県立体育館／県営水泳場：利用料半額 ・和歌山ビッグ愛／ビッグホエール／ビッグウェーブ：利用料半額 ・紀三井寺公園／緑地公園／県民文化会館／武道館体力開発センター：利用料半額 【手帳所持者】 ※団体利用の場合、減免申請書の提出が必要な場合あり	
	和歌山市保健所管内									
3	和歌山市	重度心身障害児（者）医療費助成制度 入院時食費療養費1/2助成あり				市営住宅入居抽選回数 2回 入居所得基準を優遇措置（収入月額158,000円以下のところを214,000円以下） 【手帳1級・2級】	市営駐車場の一時駐車・夜間最大料金半額（市営駐輪場は月極も半額） 【手帳所持者】	バス：和歌山市内の和歌山バス・和歌山バス那賀が月2日乗り放題(1級は介護者も) 【手帳所持者】 タクシー：年24回、1乗車につき500円を助成 【手帳1級・2級】 ＊R2年度よりバスまたは公衆浴場のどちらかを選択制	和歌山城天守閣／わかやま歴史館／旧中筋家住宅／湊御殿／市民温水プール／市立博物館／こども科学館／魚つり公園：入館料無料 和歌山城ホール／相撲競技場／プラザホーブ／つつじが丘テニスコート／市民スポーツ広場／河南体育館／市民体育館／松下体育館：利用料半額 【手帳所持者】	公衆浴場入浴料助成 （1級は介護者分も助成） 大人は月2回、1回100円、 小学生以下は月2回無料で入浴可 【手帳所持者】 ＊R2年度よりバスまたは公衆浴場のどちらかを選択制

精神障害者に対する保健福祉施策等一覧　①

令和5年5月1日現在

	団体名	①入院医療費の助成	②通院医療費の助成	③作業所等への通所旅費の助成	④障害者福祉年金・福祉手当の支給	⑤公営住宅入居の優先措置又は家賃の優遇	⑥公営駐車場又は駐輪場等使用料金の減免	⑦バス、タクシー運賃等の助成（③以外）	⑧公営体育施設・文化施設等使用料金の減免	⑨その他
海南保健所管内										
4	海南市	重度心身障害児（者）医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成 【手帳所持者】 【所得制限あり】	重度心身障害児（者）医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成 【手帳所持者】 【所得制限あり】	公共交通機関を利用する（片道2㎞を超える場合）交通費の1/2（上限月額2,500円）を補助（所得制限あり）	<心身障害児福祉年金> 20歳未満の障害児を監護する者　年額48,000年 【手帳所持児童】			福祉タクシー助成制度 対象 【手帳1級】 助成内容　タクシーで利用できる100円チケット（80枚綴り） 利用期限　令和6年3月31日 申請に必要なもの　障害者手帳 申請場所　社会福祉課、下津行政局、各支所・出張所 問い合わせ　社会福祉課障害福祉班（☎483-8602）	海南市立のスポーツ施設(プール・体育館・運動場・テニスコート）利用料無料 【手帳所持者】	海南・海草地方精神障害者家族会への助成
5	紀美野町	重度心身障害児（者）医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成 【手帳1・2級】 【障害年金1・2級】	重度心身障害児（者）医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成 【手帳1・2級】 【障害年金1・2級】	<紀美野町障害者施設等通所交通費助成事業> 通所に係る交通費（上限月額20,000円）を補助 【紀美野町に住所がある者または、町外に住所がある者で、紀美野町から障害福祉サービス等を利用するために受給者証を交付されている者。または、その保護者】	<心身障害児在宅扶養手当> 18歳未満(手帳1級の場合は、20歳未満)の障害児を監護する者年額50,000円 【手帳所持児童】	入居所得基準を優遇措置（収入月額158,000円以下のところを214,000円以下） 【手帳1級、2級】 ＜心身障害者の優先的選考＞ 町営住宅入居者選考時における優先的選考が可能 【手帳所持者】		・高齢者等外出支援タクシー ・バス助成券交付 （町指定の交通機関のみ） 年間12,000円分の100円券交付 【手帳1・2級】 ・町コミュニティバス無料 【手帳所持者】	美里の湯「かじか荘」 入湯料金 600円→500円（大人） 300円→200円（小人） （介護者1名可） 【手帳所持者】 ※大人（中学生以上）、小人（3歳以上小学生）	家族会助成 海南海草地区精神障害者家族会へ助成
岩出保健所管内										
6	紀の川市	重度心身障害児（者）医療費助成制度 【障害年金1級・2級】 【手帳1級（65歳以上の新規手帳取得者を除く）】 【所得制限あり】	重度心身障害児（者）医療費助成制度 【障害年金1級・2級】 【手帳1級（65歳以上の新規手帳取得者を除く）】 【所得制限あり】		<心身障害児扶養手当> 20歳未満の障害児等を在宅で監護する者　月額5,000円 【手帳所持者】 【障害児福祉手当受給者は対象外】 【特別児童扶養手当受給者は対象外】 【所得制限あり】	特例単身者入居 入居所得基準を優遇措置 **【収入月額214,000円未満】** 【手帳1級・2級】		地域巡回バス無料 コミュニティバス約半額 紀の川市福祉タクシー及び自動車燃料費助成 *タクシー利用券 20枚／年 *燃料券 4L券10枚／年 （自動二輪　1L券40枚／年） 【手帳1級・2級】 デマンド型乗合タクシー 1運行100円 【手帳所持者・その介助者1名】	紀の川市那賀B＆G海洋センター　使用料全額免除 紀の川市市民公園プール使用料免除 【手帳所持者】【身体障害者手帳の旅客運賃減額欄に第1種と記入されている精神障害者保健福祉手帳取得者の介護人1人】 紀の川市パークゴルフ場 1ゲーム（9ホール2周）330円 【手帳所持者・その介助者1名】 ハーフゲーム（9ホール1周）170円 【手帳保持者・その介助者1名】	保育料減額 【手帳所持者】 公民館講座 **障がいのある人を対象に書道・ウクレレ・ストレッチ等の講座を公民館で開催。** ※詳細については、生涯学習課までお問い合わせください 【障がいのある人・手帳不要】
7	岩出市	重度心身障害児（者）医療費助成制度 【手帳1・2級】 【障害年金1・2級】 【手帳所持者（65歳以上の新規手帳取得者を除く）】 【所得制限あり】	重度心身障害児（者）医療費助成制度 【手帳1・2級】 【障害年金1・2級】 【手帳所持者（65歳以上の新規手帳取得者を除く）】 【所得制限あり】		<心身障害児等在宅扶養手当> 20歳未満の障害児(者)を在宅で障害児等を監護する者　月額5,000円 【手帳所持者】 【障害児福祉手当を受給の方は対象外】 【特別児童扶養手当受給者の方は対象外】 【所得制限あり】			市内巡回バス無料 【手帳1・2級】 タクシー料金の一部　助成券 （基本料金・年間24枚） 【手帳1級】		保育料の減免【手帳所持者】 ふれあい収集（ごみ収集）【手帳1級・2級】
橋本保健所管内										
8	橋本市					市営住宅入居抽選回数 2回 【手帳1級、2級】		橋本市コミュニティバス・デマンドタクシー料金が半額 【手帳所持者】 福祉タクシー利用券、25枚／年（基本料助成） 【手帳1級、18歳未満の手帳所持者】	橋本市温水プール「レインボー」 手帳保持者、介護人1人（20歳以上）のみ無料	福祉有償運送の利用 【手帳所持者】 団体運営補助金の交付 【精神障害者家族会】＊平成29年度より活動休止中
9	かつらぎ町	精神障害者医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分1/3(上限月額10, 000円）を助成 【手帳2級】 【手帳所持者（65歳以上の新規手帳取得者を除く）】 【所得制限あり】						障害者外出支援助成 タクシー券か自動車燃料券を交付 タクシー券は500円券×30枚 燃料券は500円券×15 枚 【手帳1・2級、18歳未満及び当該年度に18歳に達した者】 かつらぎ町コミュニティーバス乗車料金割引 大人100円・小人50円 【手帳1・2級】 デマンド型乗合タクシー 大人100円・小人50円 【手帳1・2級】	・かつらぎ町交流センター ・四郷地域交流センター（ともがき） ・地域交流センター（ゆずり葉） ・かつらぎ町立公民館 ・かつらぎ町児童館 ・老人憩の家 ・かつらぎ町ゆうゆうコミュニティホーム ・かつらぎ体育センター 上記施設に関しては使用料免除。 【身体、療育、精神いずれかの手帳の交付を受けている者】 （かつらぎ町公の施設使用料の減免に関する要綱より）	
10	九度山町					入居所得基準を優遇措置 月額214,000円 【手帳1級・2級】			松山常次郎記念館 九度山・真田ミュージアム 無料 （付き添い1名まで無料・2人以降は有料） 【手帳所持者】	福祉有償運送の利用 【手帳所持者】
11	高野町					入居所得基準を優遇措置（収入月額214,000円以下のところを259,000円以下） 【手帳1級・2級】		高野町外出支援助成券　（町が指定する交通機関で使用可能） 100円券×180枚交付 【手帳1・2級】	内拝券割引：高野山霊宝館 【手帳所持者】	

精神障害者に対する保健福祉施策等一覧　①

令和5年5月1日現在

	団体名	①入院医療費の助成	②通院医療費の助成	③作業所等への通所旅費の助成	④障害者福祉年金・福祉手当の支給	⑤公営住宅入居の優先措置又は家賃の優遇	⑥公営駐車場又は駐輪場等使用料金の減免	⑦バス、タクシー運賃等の助成（③以外）	⑧公営体育施設・文化施設等使用料金の減免	⑨その他
湯浅保健所管内										
12	有田市			公共交通機関を利用する（片道2kmを超える場合）の交通費を補助 経費が1ヶ月5,000円以下は全額 5,000円を超える場合は、5,000円を控除した額の1/2を5,000円に加算し、上限を10,000円とする	<心身障害児手当> 20歳未満の障害児を監護する者　月額2,500円 【手帳所持者】			タクシー基本料金相当分 （年間28回分以内） 自動車燃料費助成 （年間500円助成券12枚） 【手帳1級】 有田市デマンドバス半額 【手帳所持者】		市民税非課税世帯の水道料金の軽減 【手帳1級・2級】 精神障害者家族会への補助金 25,000円
13	湯浅町	重度心身障害児（者）医療費助成制度 【手帳1級（65歳以上の新規手帳取得者を除く）】 【所得制限あり】	重度心身障害児（者）医療費助成制度 【手帳1級（65歳以上の新規手帳取得者を除く）】 【所得制限あり】	公共交通機関を利用する（片道2kmを超える場合）の交通費を補助 経費が1ヶ月5,000円以下は全額 5,000円を超える場合は、5,000円を控除した額の1/2を5,000円に加算し、上限を10,000円とする 【手帳所持者】		公営住宅入居の優先措置				有田地方精神障害者家族会への助成　25,000円/年
14	広川町			公共交通機関を利用する（片道2kmを超える場合）交通費の1/2（上限月額5,000円）を補助				タクシー初乗り運賃助成券 年間24枚配布 【手帳1級所持者】	稲むらの火の館（入館料半額免除） 一般500円→250円　高校生200円→100円　小・中学生　100円→50円 滝原温泉 ほたるの湯（入湯料減額－入湯税75円免除）大人（中学生以上）500円→425円 【手帳所持者】	
15	有田川町	重度心身障害児（者）医療費助成制度 【手帳1級(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 【所得制限を超えた分を町で負担】	重度心身障害児（者）医療費助成制度 【手帳1級(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 【所得制限を超えた分を町で負担】	公共交通機関を利用する交通費を補助 ※片道2km以内の場合は対象外 経費が1ヶ月5,000円以下全額 5,000円を超える場合は、5,000円を控除した額の1/2を5,000円に加算し、上限を10,000円とする	重度心身障害（児）者福祉手当 精神に障害のある者(児)又は在宅において障害者を保護する者へ年額10,000円を支給することにより、障害者の生活の安定と福祉の向上を図る 【手帳1級】	入居所得基準を優遇措置（収入月額214,000円以下のところを259,000円以下） 【手帳所持者】		［有田川町福祉タクシー］ 本町に住民票を有する者で、手帳を有田川町が管理している者。 福祉タクシーの基本料金相当額を助成し、1人年間24回を限度とする。 【手帳1級】	かなや明恵峡温泉 大人700円→350円　小人400円→200円 しみず温泉 大人700円→350円　小人350円→175円 【手帳所持者】	
御坊保健所管内										
16	御坊市		自立支援医療費（精神通院）の自己負担分（1割）の1/2を助成 【自立支援医療受給者証（精神通院）所持者】	公共交通機関を利用する場合、月12,000円を限度に補助 【手帳所持者・障害年金受給者・自立支援医療受給者証（精神通院）所持者】				バス及びタクシー・地元ローカル電車料金の助成 御坊市外出支援事業として、年間10,000円分(100円券×100枚)を交付 【手帳1級】		
17	美浜町		自立支援医療費（精神通院）の自己負担分（1割）の1/2を助成 【自立支援医療受給者証（精神通院）所持者】	公共交通機関を利用する（片道2kmを超える場合）交通費の1/2（上限月額10,000円）を補助 【在宅障害者であって、自立訓練・就労移行支援・就労継続支援利用者の事業所への通所。その他、町が認めた施設への通所に限る】	<心身障害児扶養手当> 20歳未満の障害児を監護する者 月額5,000円（在宅） 月額4,000円（施設） 【手帳所持者】 <重度心身障害者福祉手当> 20歳以上の障害者を在宅で介護する方　月額2,000円 【手帳所持者】【所得制限あり】			バス及びタクシー料金の助成 美浜町外出支援事業として年間12,000円分の100円券を交付。 【手帳所持者】		
18	日高町		自立支援医療費（精神通院）の自己負担分（1割）を助成 【自立支援医療受給者証（精神通院）所持者】	通所に係る交通費の1／2（上限月額10,000円）を補助 【福祉共同作業所通所者】	<心身障害児者福祉手当> 障害児（者）を在宅で介護する者 月額4,000円 【20歳未満：手帳所持者】 （所得制限なし） 【20歳以上：手帳1・2級】 （所得制限あり）		駐車料金の5割減免 【手帳1・2級】	タクシーの初乗り運賃の36回分のタクシー券支給 【手帳1・2級】	温泉館「海の里」 入館料減免　（600円→510円） 【手帳所持者】	
19	由良町		自立支援医療費（精神通院）の自己負担分（1割）を助成 【自立支援医療受給者証（精神通院）所持者】	公共交通を利用する場合、交通費の1／2を補助 【手帳所持者】				タクシー券の交付 基本料金150枚／年（15,000円） 精神手帳1・2・3級		
20	日高川町	入院時食費療養費を助成 【手帳1級所持者で重度心身障害児（者）医療費受給者証所持者】	自立支援医療費（精神通院）の自己負担分（1割）を助成 【自立支援医療受給者証（精神通院）所持者】	交通費の1/2を補助（月額上限10,000円） 【手帳所持者】	<障害児福祉年金> 18歳未満の在宅の障害児を監護する者 月額3,000円 【手帳所持者】 <障害者福祉手当> 18歳以上の在宅の障害者 月額3,000円 【手帳所持者】 【所得制限あり】	入居所得基準を優遇措置（収入月額214,000円以下のところを259,000円以下） 【手帳1級・2級】		日高川町コミュニティバスの乗車料金が半額 バス・タクシー券の交付 （年間500円券×30枚） 【手帳所持者】	町内日帰り温泉施設入湯料半額・町内に住所を有する者は無料 【手帳所持者】	
21	印南町		自立支援医療費（精神通院）の自己負担分（1割）を助成 【自立支援医療受給者証（精神通院）所持者】	交通費の1／2を補助（月額上限10,000円） 【手帳所持者】				バス、タクシー利用券の交付 500円券×40枚 【手帳所持者】		

精神障害者に対する保健福祉施策等一覧　①

令和5年5月1日現在

	団体名	①入院医療費の助成	②通院医療費の助成	③作業所等への通所旅費の助成	④障害者福祉年金・福祉手当の支給	⑤公営住宅入居の優先措置又は家賃の優遇	⑥公営駐車場又は駐輪場等使用料金の減免	⑦バス、タクシー運賃等の助成（③以外）	⑧公営体育施設・文化施設等使用料金の減免	⑨その他
田辺保健所管内										
22	田辺市		自立支援医療費（精神通院）の自己負担分を助成 【自立支援医療受給者証（精神通院）所持者】	交通費を補助 交通手段や距離等で補助額算定 【手帳所持者】 【自立支援医療受給者証（精神通院）所持者】	<田辺市重度障害者等福祉年金> 市民税所得割非課税の者 年額28,500円 【20歳以上は手帳1級】 【20歳未満は手帳所持者】	市営住宅入居抽選回数（2回） 【手帳1級・2級】 市営住宅入居抽選優遇措置有 入居所得基準（収入月額158,000円以下のところを214,000円以下） 【手帳1級・2級】		タクシー：1割引き バス：5割引き 【手帳所持者】	入館料半額減免 ・田辺市立美術館 ・熊野古道なかへち美術館 ・紀州備長炭発見館 ・南方熊楠顕彰館 利用料全額又は半額減免（施設により条件異なる） ・田辺市体育施設 【手帳所持者】	
23	みなべ町	重度心身障害児（者）医療費助成制度 【手帳所持者（65歳以上の新規手帳取得者を除く）】 【障害年金1級・2級】 【所得制限あり】	重度心身障害児（者）医療費助成制度 【手帳所持者（65歳以上の新規手帳取得者を除く）】 【障害年金1級・2級】 【所得制限あり】 自立支援医療自己負担分（1割）を助成 【自立支援医療受給者証（精神通院）所持者】	交通手段や距離等で補助額算定（補助額の上限あり） 【作業所へ通所する障害者】	<心身障害児等在宅扶養手当> 20歳未満の在宅障害児を扶養する者 月額5，000円 【手帳所持者】 <在宅障害者等福祉手当> 1年以上みなべ町に居住する20歳以上の在宅障害者 月額4,000円 【手帳所持者】【収入制限あり】			タクシーの初乗り料金を助成 10枚綴りのタクシー券を年間4冊交付 【手帳所持者】	鶴の湯温泉 入浴料半額600円→300円 【手帳所持者】	①配食サービス 弁当の配給　（自己負担有り）　*安否確認兼ねる 【概ね単身世帯の障害者で調理が困難な者】 ②就労支援施設利用者負担額助成 工賃が5,000円以下は利用者定率負担額を、工賃が5,000円を超える場合は工賃5,000円を超える部分の1/2に相当する金額を利用者定率負担額から差し引いた額を補助 【就労支援施設利用者】
24	白浜町	重度心身障害児（者）医療費助成制度【手帳1級所持者】 保険診療自己負担分を助成 入院時の食費補助あり	重度心身障害児（者）医療費助成制度【手帳1級所持者】 保険診療自己負担分を助成 自立支援医療自己負担 分（1割）を助成 【自立支援医療受給者証（精神通院）所持者】	作業所等への交通費往復（2km以上に限る）の一部を補助 【作業所利用決定者】		家賃の算定における控除額 1級　　40万円／年 2級、3級　27万円／年 【手帳所持者に加え障害基礎年金受給者】			町営公衆浴場(全額免除) 町民プール(全額免除) 【手帳所持者】	
25	上富田町		自立支援医療（精神通院）自己負担分(1割）の半額を助成 【自立支援医療受給者証（精神通院）所持者】	町内に住所を有する在宅の障害者で自宅から片道2kmを超える交通費の一部を補助 【手帳所持者】 【障害年金受給者】 【自立支援医療受給者証（精神通院）所持者】	（在宅重症心身障害児年金） 特別児童扶養手当を受給している又は受給資格がある方 障害児一人につき 年額36,000円 (月額3,000円) ①町内に住所を有する者(町内に1年以上居住) ②在宅する障害児を介護する者 ③当該障害児と同居する者 ※障害児とは、年齢20歳未満で特別児童扶養手当の対象児童のこと	入居所得基準を優遇措置（収入月額158,000円以下のところを214,000円以下） 【手帳1級、2級】		くちくまのコミュニティバスの回数券またはパスポートの料金割引(半額補助) 【手帳所持者】		
26	すさみ町		自立支援医療自己負担分（1割）を助成 【自立支援医療受給者証（精神通院）所持者】	片道2kmを超える交通費（上限月額25,000円）を補助 自家用車、二輪車は5,000円まで補助 送迎用車両利用の場合は、通所日数が月20日以下の場合、下回った日数に250円を乗じた額を減額する。 【町が支給決定をした者】		入居所得基準を優遇措置 （収入月額158,000円以下のところ214,000円以下） 【手帳1級・2級】		すさみ町コミュニティバス手帳提示により半額【手帳所持者】	すさみ町立エビとカニの水族館（半額） 【手帳所持者】	

精神障害者に対する保健福祉施策等一覧　①

令和5年5月1日現在

	団体名	①入院医療費の助成	②通院医療費の助成	③作業所等への通所旅費の助成	④障害者福祉年金・福祉手当の支給	⑤公営住宅入居の優先措置又は家賃の優遇	⑥公営駐車場又は駐輪場等使用料金の減免	⑦バス、タクシー運賃等の助成（③以外）	⑧公営体育施設・文化施設等使用料金の減免	⑨その他
新宮保健所串本支所管内										
27	串本町	重度心身障害児（者）医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成 【手帳1・2級】 【所得制限あり】	重度心身障害児（者）医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成 【手帳1・2級】 【所得制限あり】	町内に住所を有する在宅の者で、自宅から町内、町外の就労支援施設に通所しており、片道が2kmを超えるもの 【手帳所持者】 【自立支援医療受給者証（精神通院）所持者】	<心身障害児（者）福祉年金> 障害児（者）等を監護する者 年額30，,000円 【手帳1級】 【年間所得が10万円以下の者】 <心身障害児福祉手当> 満19歳に達する日以後の最初の3月31日までの障害児を監護する者 （在宅）年額48,000円 （在宅以外）年額14,400円 【手帳所持児童】	町営住宅入居抽選くじの割当を2つとし当選倍率を優遇 【手帳所持者】		<バス> コミュニティーバスの料金半額 【手帳所持者】 <タクシー> 町と契約しているタクシー会社のタクシー利用時の基本料金相当額を助成する。（タクシー券を年間12枚交付） 【手帳1級※在宅】	串本温泉 サンゴの湯 通常入場料金から350円引き 串本海中公園 入場料金半額　介助者も可 潮岬観光タワー 通常入場料金から１００円引き 【手帳所持者】	
28	古座川町	重度心身障害児（者）医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成（食事療養費を含む） 【手帳1・2級】	重度心身障害児（者）医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成 【手帳1・2級】	片道2kmを超える交通費（上限月額20,000円）を補助 ＊鉄道又は路線バス ＊施設送迎用車両 ＊自動二輪（原付含む） ＊自動車	非課税世帯に属する者 月額3,000円 【手帳1級・2級】	入居所得基準を優遇　収入月額158,000円以下のところを259,000円以下 【手帳1級・2級】		町運営バスの運賃免除 【手帳所持者】		
新宮保健所										
29	新宮市		・自立支援医療自己負担分（1割）の1/2を補助 【自立支援医療受給者証（精神通院）所持でかつ手帳所持者】	片道2kmを超える交通費（上限月額12,000円）を補助 送迎用車両利用の場合は、送迎距離10Km未満は月額3,500円、10Km以上は月額7,000円を限度とする	<心身障害児福祉手当> 20歳未満の障害児を監護する者 月額3,000円 【手帳所持児童】	通常は単身入居不可のところ手帳所持者の単身入居可 入居所得基準を優遇措置（収入月額158,000円以下のところを214,000円以下） 【手帳所持者】		タクシー基本料金（初乗り料金）から1割を引いた額 （年間の利用回数30回） 新宮市に事業所のあるタクシー業者のみ 【手帳1級】	佐藤春夫記念館　利用料金の免除 新宮市立民俗資料館　入館料の免除 【手帳所持者】	
30	那智勝浦町	重度心身障害児（者）医療助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成（手帳1級所持者、所得制限なし）	重度心身障害児（者）医療助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成（手帳1級所持者、所得制限なし）	（通所日数）月単位 ・5日未満→支給無し ・5～10日未満→計算した補助金額の１／２ ・10日以上→計算した補助金額を支給 ＊交通手段によって上限を設定 〇鉄道・路線バス　15,000円 〇施設送迎　2,000円（片道5km未満、3,000円（片道5km以上） 〇自動二輪（原付含む）　1,000円（片道5km未満）、2,000円（片道5km以上） 〇自動車　2,000円（片道5km未満）、4,000円（片道5km以上） 【作業所通所者及び地域活動支援センター利用者】		入居所得基準を優遇措置 （収入月額158,000円以下のところ214,000円以下） 【手帳1級・2級】		那智勝浦町営バス 手帳提示により無料 【手帳所持者】		配食サービス事業の利用 【次のすべてに該当する方①65歳以上の手帳所持者②独居または高齢者のみの世帯③調理困難かつ定期的な見守りが必要な方】
31	太地町		自立支援医療費（精神通院）の自己負担分（1割）を助成 【自立支援医療受給者証（精神通院）所持者】	通所にかかる費用を助成(片道2kmを超えるもの） （交通機関)上限月10,000円 (福祉車両)上限月5,000円 (自家用車)上限月4,000円 【作業所通所者】		入居所得基準を優遇措置 （収入月額158,000円以下のところを214,000円以下） 【手帳1級、2級】		町営バスの運賃半額 【手帳所持者】→町民は全員町営バスの運賃無料	太地町立くじらの博物館　入館料の半額補助 【手帳所持者】 太地町立石垣記念館　入館料の半額補助 【手帳所持者】 太地町多目的センター（プール・トレーニングルーム）　利用料の半額補助 【手帳所持者】	
32	北山村					入居所得基準を優遇措置 （収入月額158,000円以下のところを214,000円以下） 【手帳1級・2級】		村民は申請により村営バスの運賃無料 村民以外は村営バスの運賃半額 【手帳所持者】 北山村交通空白地の有償運送利用料を1/2以内で助成		